

平成26年第1回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成26年3月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	3番	小磯	節子	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	12番	西山	猛	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

16番 中澤 猛 君

出席説明者

市	長	山口	伸樹	君
副	市長	久須美	忍	君

教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	深 澤 悌 二 君
総 務 部 長	阿久津 英 治 君
市 民 生 活 部 長	小 坂 浩 君
福 祉 部 長	小松崎 栄 一 君
保 健 衛 生 部 長	安 見 和 行 君
産 業 経 済 部 長	神 保 一 徳 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
上 下 水 道 部 長	藤 田 幸 孝 君
市立病院事務局長	打 越 勝 利 君
教 育 次 長	塙 栄 君
消 防 長	小 森 清 君
会 計 管 理 者	高 安 行 男 君
岩 間 支 所 長	海老沢 耕 市 君
市 民 活 動 課 長	内 桶 克 之 君
市 民 活 動 課 長 補 佐	岡 野 洋 子 君
社 会 福 祉 課 長	藤 枝 泰 文 君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	萩 原 修 君
子 ども 福 祉 課 長	中 村 一 男 君
子 ども 福 祉 課 長 補 佐	鷹 松 丈 人 君
学 務 課 長	園 部 孝 男 君
教 育 企 画 室 長	大 月 弘 之 君
学 務 課 長 補 佐	渡 部 明 君
管 理 課 長	鯉 渕 賢 治 君
管 理 課 長 補 佐	池 田 昌 美 君
建 設 課 長	市 村 勝 巳 君
建 設 課 長 補 佐	入 江 康 彰 君
建 設 課 長 補 佐	横 手 誠 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	中 村 公 彦 君
ま ち づ くり 推 進 課 長 補 佐	渡 辺 光 司 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	伊勢山 正
議 会 事 務 局 次 長	石 上 節 子
次 長 補 佐	飛 田 信 一

議 事 日 程 第 5 号

平成26年3月13日（木曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（小園江一三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は7番蛭澤幸一君、16番中澤 猛君であります。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（小園江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小園江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番石松俊雄君、14番海老澤 勝君を指名いたします。

一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、一般質問を続けます。

一般質問につきましては、従来の一括質問・一括答弁方式、一括質問・一問一答方式、及び最初から一問一答方式の3方式から選択制といたします。

また、発言時間は従来の一括質問・一括答弁方式につきましては、質問時間は30分以内とし、それ以外の一問一答方式につきましては、質問時間・答弁時間合わせて60分以内といたします。

執行機関は反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問いたします」との宣言をし、私の許可を得て質問内容を深めてください。

20番大関久義君の発言を許可いたします。

○20番（大関久義君） 20番大関久義です。これより一般質問を行います。質問は一問一答方式で行いますので、執行部の答弁、よろしく願いいたします。

今回は、平成26年度に予算化された新規事業について何点かお伺いしたいと思いません。

先般の山口市長施政方針の中で、市政を取り巻く情勢として次のように言われました。

「日本の景気は回復しつつあるとされております。しかしながら、地方においては、景気回復の実感がまだわいてこないのが実情であり、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や、増税による中低所得者層の負担増など、経済回復へのおもしろになることが懸念されている。

また、合併11年目となる2年後の平成28年度から、合併算定替えにより地方交付税が減額されるなど、財政状況はますます厳しいものになると思われまます。

これらに対応するため、引き続き行財政改革を断行し、事務事業の見直しや民間への業務委託への推進、重点施策への予算の重点的配分など、効率的・効果的な行政サービスと健全な財政運営を図ってまいります」。

また、予算編成方針の中では、「市の将来あるべき姿を見据えた長期的視野に立ち、効率的で実効性の高い行政運営を目指した予算とすることを掲げ、行財政改革を推進しつつ、全部署において可能な限り経費の見直しを図りながら、真に市民が求めている施策を進めてまいります」とのことでありました。

そのような中で、本年度において予算計上のあった新規事業の中から、以下、何点かをお伺いしたいと思います。

まず、防犯対策について、行政区管理防犯灯のLED化について、お伺いをいたします。

笠間市では、省エネルギー化による地球温暖化防止の取り組みとして、また、電気料金の軽減策として防犯灯のLED化を進めるとのことです。

初日の石田議員の防犯灯のLED化についての質問の中で、一括リース方式のメリットについては、同じLED型防犯灯に一気に交換することから、見積もり以上の軽減が期待できる。保守については、10年間のリース代はリース会社が負担する。その後は行政区の負担になる。契約先はリース会社とになるが、工事及び保守は地元の企業等のできる。防犯灯2万4,600円のうち、行政区の負担金は1基当たり1万円であり、10年のリースなので1基に対する行政区の負担は年1,000円である。さらに、1基当たりの年間経費は現在使用しているコンパクト型防犯灯の電気料金3,588円を下回る2,692円であり、その2,692円はリース経費1,000円と電気料金1,692円であること、さらに、10年後のリース終了後は電気料金の1,692円のみとなってくるので、行政区の負担軽減につながることで、さらに、この事業は平成26年度の単年度だけの事業であること、行政区への説明は既に済んでいることなどの回答がなされましたので、行政区防犯灯のLED化については、石田議員が質問をされなかった部分について、お伺いしたいと思います。

まず、防犯灯のLED化事業26年の実施計画についてをお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 20番大関議員の質問に答えます。

26年度から行政区管理防犯灯のLED一括リースについて、26年度の実施計画ということでございますので、スケジュールをお答えいたします。

まず、4月上旬に実施予定される行政区へ、基数等の最終確認を行います。それから、4月の中下旬にかけて、実施行政区と市の協定書を締結することを考えています。さらに、5月の中旬ぐらいには行政区防犯灯一括リースの発注、契約は下旬になると予想されます。さらに、7月から10月にかけて一括リース防犯灯の交換作業を行いまして、契約は10月、交換作業が終わり次第と考えています。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 計画はわかりました。リースの10年間とは、そしてまたその算定基準とは、そして工事がいつまで見込んで、リースはいつまでになるのか、合わせてお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 先ほどスケジュール実施計画の中で申し上げまして、作業が終わり次第ということでございますので、契約は26年10月から36年3月31日となりますので、実質は9年6カ月になる予定となっております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） LEDの設置については、行政区6,750基及び笠間ヘルスロード関係24基とNTTの15基について計上されておりますが、それらの内容についてお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 行政区管理6,750基については、行政区の負担額675万を計上しています。

また、N T Tの24基についてはヘルスロードでございまして、これは場所は笠間地区ヘルスロード24基となっております。笠間駅から笠間高校を通り、荒町十字路までと、笠間ショッピングセンターポレポレからケーズデンキ笠間店間の道路沿いの電柱に設置いたします。

また、N T Tの15基については、N T T所有になる電柱に設置するものでございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） ヘルスロードということですが、要は、N T TはN T Tに電柱を借りなくちゃつけられないということで15基を計上したということであると思います。

ヘルスロードについては、前にも私一般質問、前々回ですか、しておりますが、岩間地区、岩間の駅東大通り線について、多くの方が散歩やジョギングなど利用されております。ヘルスロードの指定のお願いと防犯灯の設置の要望をしておりますので、それらについて、設置の計画について、お伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民活動課長内桶克之君。

○市民活動課長（内桶克之君） ヘルスロードの設置についてお答えいたします。

岩間地区には2カ所のヘルスロードがありまして、1カ所が岩間駅東大通り線から駅前広場から吉岡中央の交差点まで、今指定されております。この場所については、東電の電柱がないということで、今街灯のみという形なんです。N T T柱、それとポールを設置して、現在設置を進めているところでございます。

もう1カ所、泉地区につきましては、3.4キロメートルが指定されておりますが、この地区につきましては、岩間地区の地域交流センターを設置する社会資本総合整備総合事業の中で整備をしていくということを考えておりますので、また別の手法で28年度以降にそこは設置していくということを考えております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） ありがとうございます。それではL E Dの事業に関しては、工事、保守等は地元の電設会社等について行いますとのことですが、3地区、笠間、友部、岩間ごとに工事を行うのか、それとも今まで行政区内にある電気工事店が街路灯の修理や電灯が切れたときの修理などをしていたと思われませんが、それぞれの行政区内の工事店で施工ができるのかどうか、お伺いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） ただいま、電気工事、実際にどういうところがやるかかということですが、この一括リース方式については、行政管理もそうだったんですが、プロポーザル方式でリース会社による提案方式を採用しまして、その募集要項の中

で地元の電気会社の活用計画を取り入れておりますので、この件についてはその辺の提案内容を採点を重視したいと思います。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 契約する会社は大きい会社でいいと思います。6,700近くあるし、仮に今後また要望があれば、希望があれば、進めていくと思われまますので、それは大きい会社と契約でいいと思うんですが、今まで地元の電気工事店がいろいろな形で寄与していたと思うんですよ。その辺のところもぜひ考慮の中に入れていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今まで既にコンパクト型に交換してしまった行政区へ対して、年間の電気料金の中でLED化の工事は補っていけることへのご理解、それと、そういうものをしていただいているのか、説明はされているということではありますが、どういうことなのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） この件は昨年12月に行政区の区長会を開催して、防犯灯のLED化について説明を行ってきました。それ以前にも調査書で趣旨等、アンケート等実施しておりますので、十分説明はしてきたつもりですし、この前石田議員の質問の中でもお答えしましたが、まだ31区ほどある未提出の所についても、再度その辺の内容周知とともに働きかけをしていきたいと思ひます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 平成26年度中、単年度の事業なので、参加されない行政区への救済措置については、平成27年度からLED化をする場合、補助金は半分になるということではありますが、笠間市全体、先日も石田議員の質問の中にありました、笠間市全体の行政区が319区あり、そのうちの288区は参加するとのことでありました。残りの、今部長が言われました31区が未提出であるとのことではありますが、26年度単年度だけの事業計画で終了となるということでもありますので、27年度からは補助率が半分になってしまい、10年間のリースも使えないというように聞いておりますが、それはそうだとすると、相当の差異が生じてきてしまいます。残りの31区の行政区についてどのように考えるのか、対処していきたいと言ひますが、具体策をお伺ひします。

○議長（小藺江一三君） 市民活動課長内桶克之君。

○市民活動課長（内桶克之君） 実際に参加しないということでこちらに届いているのが45の行政区があります。まだ未提出ということで31区ありまして、1月に通知文を出して、3月にも再度、この前3月7日に再度の通知を出しております。

また、4月の上旬までということなので、こちらの方で職員で手分けして、提出しない所は説明に行くということやっていきますので、そこで確認を最終的にしたいということ考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小園江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） LED防犯灯の1基当たりの値段、2万4,600円、市の負担が1万4,600円で、行政区負担が1万円の予算計上額の1億611万9,000円の財源について、お伺いいたします。

○議長（小園江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 財源についてのご質問でございますが、そのうちの9,936万5,000円については、地球温暖化防止等事業基金から繰り入れをいたしまして、さらに、行政区支払い分としては675万円を負担金として計上してございます。

○議長（小園江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 地球温暖化防止等事業基金ということが大きな財源の中で今ありましたが、地球温暖化防止等基金の現在残高と、平成26年度で使用される金額及び収入予定について、残高を含めてお伺いしたいと思います。

○議長（小園江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） まず、基金残高ですが、確定しておりますのが24年度末でございますので、これは2億5,749万4,475円であります。

今年度の積立金の予定については、4,422万3,000円ほどになる予定でございます。

○議長（小園江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 地球温暖化防止等基金というのは、前にも私も一般質問をさせていただいたんですが、一般市民がピンクのごみの袋を買って、それぞれの各世帯で使用されている売り上げを基金として積んでいる額が、今言われた、24年度末の残高が2億5,700万ということであります。

これは一般家庭からわずかな、200円、あるいは100円というようなごみの袋の売上金を積んでおいた基金がこの基金なんですよ。それを使用するわけでありますので、今回の防犯灯に使用するという事は素晴らしいことだと思うんですよ。皆さんからいただいたそういう基金を皆さんに平等に還元できるようなものに使っていただけるということで、これは画期的なことだなど、素晴らしいことだなど思っておりますので、参加されてない行政区、ぜひ参加していただけるように、電気料金だけでこの事業が、電気料金が安くなる、終わった後は1,700円程度、月にするとわずかな金額になってくるわけでありますので、ぜひこれからも呼びかけをお願いしていただきたいと思いますというふうに思っております。

以上で、行政区管理防犯灯のLED化についての質問は終わります。

次の質問に入ります。

2番目の地域福祉・子育て支援事業について、質問をいたします。

①の国の「好循環実現のための経済対策に関する臨時福祉給付金の給付について、お伺いいたします。

厚生労働省は2月3日、消費税増税の低所得者対策として、非課税世帯1人当たり1万

円から1万5,000円を支給する簡素な給付の地方自治体向け説明会を開き、例外的に非課税世帯にも納税通知書を送り、申請書やチラシを同封して対象者に通知する方法を提示したと新聞報道されましたが、この簡素な給付措置、臨時福祉給付金について、笠間市では2億2,261万円を予算計上されておりますが、この件についてお聞きいたします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） ただいまご質問のありました臨時福祉給付金についてですが、これは本年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴いまして、低所得者ほど生活に不可欠な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえまして、低所得者対策として暫定的・臨時的に実施するものであり、事務、費用の両面でできる限り簡素で効率的なことからするために、1回の手続で支給するということになっております。

給付額につきましては、先ほど申されたように、1人につき1万円ということになりますが、高齢基礎年金、それから児童扶養手当等の、一定の年金、手当の受給者につきましては、5,000円を加算する制度ということになっております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 臨時福祉給付金については、消費税が導入された1989年や消費税率が上がった97年にも実施された施策で、今回は受給対象者が各段に多い。

ただ、ひとり暮らしのワーキングプア、働く貧困層というふうにいわれておりますが、の大半はもらえないなど、低所得者イコール受給者ではないことに注意が必要だとのことであるが、どのようなことなのか、具体的にお聞きいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 今回の臨時福祉給付金の支給対象となりますのは、いわゆる市民税の均等割が課税されていない低所得者という取り扱いになります。

笠間市の場合ですと、収入が給与だけで扶養親族がいないという人は、年収が93万円を超えると均等割の課税対象ということになります。

したがって、月収が例えば8万円ですと、年収が96万円ですと、市民税が課税され、臨時福祉給付金の対象外ということになるわけです。これは適用される控除によりまして、そういう制度になっているというところでございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 支給金額は対象者1人について1万円、消費税率は来年10月にさらに10%に引き上げられる予定、それまでの1年半分の金額である。臨時福祉給付金をもらえる人のうち、今部長が言った高齢、障害、遺族の基礎年金の受給者や児童扶養手当の受給者などには5,000円を加算があるとのことですが、笠間市において、それぞれの対象者数について、お伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 新年度予算におきまして、対象者として見込みましたのは、

全体で1万6,500人を見込みまして、うち加算対象としましたのは9,300人という数字で見込んでおります。

具体的に申し上げますと、内訳といたしましては、老齢基礎年金の受給者を7,440人、それから障害基礎年金受給者、国民年金ですが1,110人、遺族年金の国民年金分として約200人、児童扶養手当の受給者480人、その他の特別児童扶養手当とか、障害児の福祉手当とか、そういう受給者を約70人ということで見込んで、全体で加算対象は9,300ということにしております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） それでは、その臨時福祉給付金を受給するには申請が必要であるとのことではありますが、支給対象者には笠間市から通知文書や申請書が届くのでありますか。届くとすれば、いつごろになるのか、また、いつ支給になるのか、実施方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 社会福祉課長藤枝泰文君。

○社会福祉課長（藤枝泰文君） 今の通知文や申請書の配布時期、支給の時期ですが、税務課が平成26年度の市民税均等割の非課税者に例外的に課税しないことをお知らせする場合に、給付金のチラシや申請書を同封することは認められております。そのようなことから、当市におきましても臨時福祉給付金のチラシや申請書を同封するというような方法を予定しております。

また、申請書を送付する時期につきましては、個人住民税の確定が6月になってしまいますので、それ以降、できるだけ早い時期に取り組んでまいりたいと。

また、支給の時期につきましては、申請された後、速やかに審査し、該当者にはできるだけ早く支給するように考えております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） その臨時福祉給付金の支給の方法はどのような形で支給されていくのか、お聞きいたします。

○議長（小藺江一三君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤枝泰文君） 支給の方法についてお答えします。支給の方法につきましては、原則として口座振り込みということになります。また、申請者が金融機関等に口座を持っていないという方もいらっしゃいますので、そのような方については窓口で現金支給というような形をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） わかりました。以上で、臨時福祉給付金についての質問は終わります。

次に入ります。2番目の子育て支援事業について、お伺いいたします。②の問題に入ります。

続いて、同じように国の好循環実現のための経済対策に関する子育て世帯臨時特例給付金の給付については、児童手当の受給者が対象となる。金額は1人につき1万円を支給するとされているが、対象になる児童についてお伺いをいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 子育て世帯臨時特例給付金、先ほどの地域福祉の臨時給付金と同等の取り扱いになりますが、これにつきましては、好循環実現のための経済対策の一環としまして、やはり本年4月からの消費税率引き上げに際しまして、子育て世代への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から実施されるもので、対象児童1人につき、1万円を支給するものであります。以上です。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 子育て世帯臨時特例給付金についても申請が必要とされております。どのような形で通知をされて申請をしていくのか、お伺いしたいと思います。

また、笠間市での対象者数についても、合わせてお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） これにつきましても、やはり市の広報、それからホームページ等で周知するのは当然でございますけれども、児童手当の受給者には毎年6月に現況届の提出を求めていますので、その際に現況届の送付と同時に申請書等を同封いたしまして、支給を受けようとする方については、その申請書に基づいて申請をしていただくという形を取っていきたいというふうに思っております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 笠間市では子育て世帯臨時特例給付金1億25万円を予算計上されています。この給付金については、所得制限があるのか、また、先ほどの臨時福祉給付金との関係について、お伺いをいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 先ほどお答え申し上げなかった部分、対象者につきましては、これは本年度1万300人で、ゼロ歳から15歳まで1万300人おりますけれども、そのうち9,400人を対象と見込んでいるところです。

所得制限につきましては、基準日である平成26年1月1日現在、26年1月分の児童手当の受給者であり、その世帯の前年の所得が国が定めております児童手当所得制限限度額に満たない世帯で、例えば一例を挙げますと、夫婦、子ども2人の4人世帯で、扶養義務者が3人を扶養しているという場合には、所得制限額は736万円ということで、その世帯の中学生以下の子どもが対象ということになるわけです。以上です。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 子育て世帯臨時特例給付金の支給の方法について、お伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 子ども福祉課長中村一男君。

○子ども福祉課長（中村一男君） 支給の方法ですが、臨時福祉給付金と同様に、金融機関の口座に振り込む方式を考えております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 臨時福祉給付金、それから子育て世帯臨時特例給付金についての費用は全額国庫負担であります。対象者に対して漏れのないようよろしくお願いいたします。

また、家庭内暴力を受けた被害者が住民票を移さずに避難している場合、加害者から申請があっても世帯全員分を支給しないように求められた。被害者が避難先の市町村に届け出れば、加害者に現住所を知られないよう、届け出た市町村から直接支給される仕組みとするなどあるように聞いておりますので、笠間市においても、慎重にそして確実に実施していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、子育て世帯臨時特例給付金についての質問を終わります。

次の質問に入りますが、③の子ども・子育て支援事業計画の策定についてであります、この件については11日に石松議員が同じ質問をいたしておりますので、省き、次の質問に入ります。

3番目の学校の適正配置事業について、お伺いをいたします。

小中学校の適正配置については、学校統合に対する子どもたちや保護者の皆さまの不安が解消できるよう、スクールバスの運行、子どもたちの事前交流事業、PTAの組織体制など、必要な事項、課題について、小中学校統合準備委員会で協議を進めている。平成27年4月の学校統合がスムーズに進められるようにしていくとのことであります。

平成26年度に予算化されている4,055万円は、その前段での準備のための予算であると思っておりますが、その内容についてお伺いをいたします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。教育次長埴 栄君。

○教育次長（埴 栄君） 大関議員のご質問にお答えいたします。

東小、佐城小、箱田小と笠間小、それから東中と笠間中の平成27年4月の円滑な学校統合に向け、現在統合準備委員会で協議を進めているところでございます。

先ほどもお話がありましたとおり、本年度26年度予算ではこの関連経費として約4,050万を見込んでいるところでございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） その予算4,055万のうち、バス乗り場整備に900万円、スクールバス運行についてはどのような方法を考えているのか。バス乗り場整備をするに当たっては、バスの種類や運行の計画等は決めてあると思われまますので、お伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 初めに、バス乗り場の整備事業費、予算では900万円を計上して

いるところでございますが、まず、この説明をさせていただきます。

バス乗り場とございますけれども、予算計上は、最終的に、現在9ルート、9台のバスを配車する予定でございますけれども、その笠間小学校敷地内に駐車させる整備、約1,500平米の土地でございますけれども、これを整備する費用として900万円を計上しているところでございます。

スクールバスにつきましては、例えば城里、笠間からの既存のバスルートもございまして、いろいろ検討させていただいた結果、既存のバスルートではなかなか乗り切れないという部分や、安全のために全員が座れないというような部分、それから既存のバスの通行経路を変更する必要があると、それから登下校の時間に間に合わないというような部分がありまして、通学専用のスクールバスとして運行を考えているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 今部長の方から、今まで補助金を出して路線バスを通行していただいております。これは笠間市と城里町共同の事業でありますよね。今回は笠間市だけが統合というような形の中でスクールバス化をするという予定であります。これまでの路線バスの補助金を出して運行している件については、今後はどのようにしていくのか。笠間市と城里町とでの協議、調整等はどのようにしているのか、この件についてお伺いしたい。

○議長（小藺江一三君） 笠間駅と城里町を結ぶ路線バスにつきましては、これは公共交通機関としまして企画政策課の方で担当してございますけれども、聞くところによりますと、路線廃止による代替バスとしまして、地域住民の交通の利便を確保するために、城里町からの要望に応じまして、平成4年4月1日に旧笠間市と旧七会村、及び運行事業者による契約を結んでおりまして、廃止路線代替路線バス運行対策費補助事業として運行しているところでございます。

また、城里町との協議につきましては、事務レベルでの意見交換を行っているところと聞いてございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） そうすると、スクールバスを運行することによって、この路線バスがなくなる可能性もあるということではよろしいでしょうかね。その件について再度質問したいと思います。それと具体的なスクールバスについての構想をお伺いしたいと思います。

「笠間市立小中学校統合準備委員会だより」というのがありますが、このだよりの中で発表になっているのは、8ルートで発表になっております。ただ、部長の方の答弁ですと、9ルートの路線を考えているという答弁でございましたが、具体的なスクールバスの構想等をお伺いしたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 先ほどの初めにありました、まず路線バスにつきましては、先ほどもちょっとお話ししておりますが、今回の統廃合に伴うスクールバスとしては、なかなか活用はなかなか難しいのではないかなという部分で、これは活用しないで、独自にスクールバスをと考えているところをごさいます、その結果につきましては、私の方からは今のところ返答していないところをごさいます。

それから、スクールバスのルートにつきましては、だよりでは8ルートというふうになってごさいます。これはまだまだ今検討中のごさいますので、最終的に確定したわけではごさいません。現在のところは、それでは拾い切れない児童生徒さんたちがいらっしゃるというような部分がありまして、現在9ルートということでごさいます。

○議長（小園江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） この準備委員会だよりの中では、池野辺ルートが1、2、それから大橋ルートが1、2ですか、それから石寺飯田ルート、大郷戸ルート、箱田ルート、片庭ルートの以上8ルートなんですが、これに1ルートは何が加わるんですか。

○議長（小園江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 5番目の寄居大平日沢ルートを検討しなければいけないのではないかなということで、現在9ルートで考えております。

○議長（小園江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 平成27年度4月からの運行ですと、少なくとも半年前ぐらいにはスクールバスを決定していかなければならないと思われませんが、その計画については、今部長が今後もっと詰めていくんだということではありますが、スクールバスの選択の方法はどういうふうになさるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（小園江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） スクールバスの選択ということでごさいます。まず、スクールバスの運行に関しましては、例えば市が直接行うだとか、委託をするんだとかという考え方がごさいますけれども、今考えているところでは、業者に委託をしていくということでごさいます。

それからバスそのものについては、現在中型バスあるいはマイクロバスというようなことでごさいます。

○議長（小園江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 先ほど、施政方針の中でも委託業務等々の方針がなされております。自分たちで用意するのでは大変だと思うんですよ。委託になるということが多分間違いないと思うんですが、それら委託の契約の年数については、短ければ、なかなか参入する事業の費用が高止まりになるのではないかなというふうな懸念がするんですよ。だから業種によって今3年とか5年とか、契約委託の期間がありますよね。そういうものは今後どういうふうにごさいますか、お伺いしたいと思ひます。

○議長（小藺江一三君） 学務課長園部孝男君。

○学務課長（園部孝男君） 委託の年数でございますけれども、一般的に3年とか5年とかございますけれども、バスの運行につきましてはバスの減価償却という部分がございますので、現在のところ5年ということで考えてはございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） わかりました。

続いて、小中学校統合準備委員会の中で、部会別の検討事項についてお伺いをしたいと思います。

子どもたちの事前交流については、今後どのような計画の中で進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 事前交流でございますけれども、これは学校が統合することによりまして、子どもたちの不安を解消しましたり、戸惑うことがなく学校生活を送ることができるように、事前に交流事業に取り組むことが必要だろうということで進めているところでございます。小学校では各学年1回、全体で1回の年2回程度、合同で交流ができる事業を実施するように計画をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、例えば1・2の学年は生活科の授業を合同で行い、3・4年生は遠足、5年生は合同で5月に茨城県立白浜少年自然の家等で宿泊学習を行う計画でございます。また、6年生については現在検討中でございます。

また、中学校では部活動の合同練習、あるいはスキーの宿泊学習、修学旅行を合同で実施することなどを考えているところでございまして、昨年には東中学校の1学年が笠間中学校に出向きまして、人間関係づくりの交流活動を実施したところでございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） P T Aの組織など、必要な事項、課題については、どのような形で統合まで進めていくのか、P T Aの組織についてお伺いをいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） P T Aの組織につきましては、各学校のP T A代表者とP T A担当教諭で統合準備委員会の中にP T A部会というものを設けまして、小学校、中学校それぞれに組織しまして、規約であるとか、組織編成、運営計画などについて、現在協議を行っているところでございます。

組織運営の基礎となります規約につきましては、笠間小学校、それから笠間中学校の規約をもとにしまして、部会で協議した意見、要望を組み入れた規約案を作成し、現在その案を各学校に持ち寄り、検討しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） それでは、閉校に伴う記念事業について、お伺いしたいと思います。

ます。

予算計上が718万されておりますが、どのような計画があるのか、内容についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 閉校記念事業の内容でございますけれども、平成27年3月で閉校となる東小学校、佐城小学校、箱田小学校、東中学校で閉校記念を目的としまして実施する事業に対して、私どもで補助するという事で718万円を計上しているところでございます。

閉校記念事業につきましては、記念式典などの閉校記念行事、それから閉校記念誌の作成、記念碑の建立などの事業を予定してございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 同じく、閉校に伴いまして、学用品等の購入補助金651万が計上されております。これら制服と学用品等について、どのようなものなのか、この内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 統合となります各学校、現在使用している制服や学用品などを新たに受け入れる学校側の方に統合させることが必要でございます。例えば制服であるとか、学用品の購入について補助をするものでございます。

小学生につきましては、補助対象品目として掲げているのは10品目でございます、1人1万8,000円以内ということで、中学生の補助対象品目は、男子が16品目、1人3万4,000円以内と、女子については17品目で1人7万5,000円以内を予定しております。女子が男子より1品目多いのは、女子には制服が含まれるということでございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） この件なんですけれども、準備委員会だよりの中の一節を読ませていただくと、「制服等については、統合による保護者の負担率を軽減するために、平成26年度の東小、佐城小、箱田小の1年生から5年生、東中の1年生及び2年生を対象に、1品目につき1回、購入補助が実施される予定ですので、対象品目の詳細について検討をしていく」ということまでしか書かれておりませんでしたので、それらは今部長が言った物については周知徹底をお願いしたいと思います。

統合に伴って、各学校が今度廃校になり、空いてきます。そのうち、佐城小学校の体育館についてであります、佐城小の体育館を改修するということを予算計上しております。廃校になる小学校の体育館であります、そのほか、箱田小とか、東小とか、それらはどのように今後、その目的はどういうふうにしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 今回、廃校を予定してございます佐城小学校の屋体、体育館で

すね、の改修工事をやろうとしているところでございますが、佐城小とか、そのほかはどうなっているんだというご質問でございます。

まず、これは統合する、しないにかかわらず、小学校の体育館につきましては、学校教育施設としての利用ばかりではございませんで、社会体育普及のために市民の皆さまへ一般開放を行っておったり、それから笠間市地域防災計画で地域の避難所として位置づけられている関係で、耐震調査の結果、今回は佐城小の体育館は改修しなければならないということで計上しているものでございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） そうすると、箱田小と東小の体育館は耐震基準に合っていると、改修しなくても大丈夫だということによろしいですね。

そうすると、この三つの体育館は一般市民に開放すると、地域で使っていただきたいということによろしいですね。はい。

それと、校舎の利用については今後どのような計画を持っているのか、あればお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（塙 栄君） ただいま体育館の話をさせていただきました。

校舎につきましては、現在のところ、まだ利活用案についての検討はございません。敷地も含めて、教育委員会のみではなく、全庁的に跡地の利活用等について協議する場を設けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） わかりました。体育館の利用なんですが、この管理体制は、今後閉校した後の管理はどのような形でしていくのか、地域の人に委託をするのか、近所の人に鍵を預けるのか、それらの利用状況について、今後の計画、あるいは準備、そういうものがあれば、お伺いをしたいと思います。

避難所になれば、当然だれかがそこに行って開けなければならないということであろうと思いますので、合わせてお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（塙 栄君） 先ほど、体育館は耐震化が必要であれば耐震化して存続させていくという話をさせていただきました。これは避難所の場合であるとか、社会体育でよく夜間開放等を行っております。そういう形で今後とも継続して使用するために残すということでございまして、夜間開放等については、今までのような鍵の預かり方に委託をお願いをするという形でございます。

あと、具体的にこういうケースはどうなんだという場合については、個々詰めていきなないというふうに考えているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） いずれにしても閉校になる地域の人たちにとっては、その学校への思い入れは相当なものがあると察します。そういった形の中で、校舎についても今後検討していくということではありますが、十分に地域の人たちと意見を交えた中で、こういうふうな形で利用したいという希望があれば、最大限考慮していただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終了したいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。11時10分に再開いたします。

午前11時01分休憩

午前11時11分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番小磯節子さんが所用のため、退席しております。7番蛭澤幸一君が着席いたしました。

15番萩原瑞子さんの発言を許可いたします。

○15番（萩原瑞子君） 15番市政会の萩原瑞子でございます。通告に従いまして、一問一答方式での一般質問をいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、質問事項は二つであります。

一つ目といたしましては、道路行政についてお伺いをいたします。

行政が管理しているものの中で、日々市民が利用し、便利に使っている道路。特に車社会となり、道路は生活の中で重要性をましております。そのような中で、道路管理の状況についてであります。道路の認識として、人や車などが通行する所であり、高速道路、一般道路、農道、それに山道等ありますが、道路を管理する上で区分はどのようにされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 15番萩原議員のご質問にお答えをいたします。

道路の管理区分のご質問でございますけれども、区分につきましては、国道や県道、また、市道、認定外の道路に分かれており、それぞれ管理区分が異なっております。

国道は国が直接管理する直轄の国道で、国道50号線と、県が管理いたします一般県道、国道355号線と分かれております。

県道につきましては、県が管理する主要地方道、また、一般県道と分かれております。

市道につきましては、笠間市が認定しております道路を笠間市が管理をしております。

また、認定外道路といたしましては、農道、林道や里道がございまして、農道、林道につきましては、笠間市で管理をしているところでございます。

里道につきましては、主に利用者等で維持管理をお願いしているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。国道50号線につきましては、これは国の管理ということがよくわかります。国道50号線の地下に横断道、通称隧道と言っておりますけれども、この隧道があります。私たちの身近な所、市内では、寺崎地区にあります隧道は、子どもさんたちを初め、多くの方が利用している様子がよくわかっております。

ほかに、50号線に隧道というのはどのくらいあるのか、お伺いいたします。また、この隧道をどこが管理しているのかもお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問の地下横断道の箇所数と管理状況でございますけれども、国道50号の地下横断道の箇所数につきましては、市内には7カ所ございます。

設置されている場所といたしましては、福原地区に2カ所、稲田地区に1カ所、箱田地区に2カ所、寺崎地区に1カ所、大淵地区に1カ所となっている状況でございます。

これらの地下横断道の管理につきましては、平成16年3月に国土交通省と笠間市において管理に関する覚書を結んでいるところでございます。

笠間市では、この覚書によりまして、この7カ所の地下横断道の清掃や簡易的な清掃などを行っているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） 隧道7カ所については笠間市が管理しているということですね。

私、過日、消防署の前にあります隧道を通行する機会がありました。入っていきましたら、とても通行できる状態ではなかったんですね。残念ながら、本当にごみは散らかっているし、汚泥はあって、普通の方ならば戻ってしまうような状況だったですけれども、私も笠間市民の1人でありまして、議員をやっておりますので、そのとき友達と一緒にだったものですからそこを通りました。こんな所が笠間市にあるのかなということで、とても残念に思って通って来たところであります。

ここの7カ所あるということで、そのほかに私も寺崎を見てまいりました。そしてまた、総合運動公園の中にも隧道があります。そこも見てきましたけれども、ここ二つはとてもきれいに整備されているというか、清掃もされておまして、通行するのには何ら障害がありませんでした。

この管理を、これから笠間市が本当に管理し、清掃していく必要が私はあると思いますので、その点、どのような管理方法をこれからされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの地下横断道の管理運営に当たりましては、一般道や水路と同じように、職員によるパトロールや利用者や地域の方からの連絡を受けま

して、清掃や照明などの修繕等を行っているところでございます。

地下横断道の管理に当たりましては、地下横断道は人目につきづらく、防犯のためにも定期的な巡回による管理が必要と思われるので、利用者が快く安全に通行できるよう適正な管理に努めていきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。そうですね、特に消防署の前の汚れがひどかったものですから、今回このようなことで質問をさせていただきました。

この消防署の前というのは、本当に笠間消防署の前なんですよね。今、消防長さんもここで今のやり取りをお聞きして下さったと思いますので、私の希望というか、お願いといたしましては、消防署の皆さんに、定期的にボランティアであそこを清掃していただけないものではないかというお願いをさせていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 消防長小森 清君。

○消防長（小森 清君） 萩原議員の質問にお答えします。非常に汚いということでありまして、非常に残念でございますが、これから消防本部、また消防署と合わせて清掃しまして、市民の方が安心して通れる道路にしたいと思っておりますので、お答えいたします。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。ぜひ消防署さんの皆さんで、あそこをきれいにしていただけるよう、末永くボランティア活動を続けていただけるよう、申し送りをしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で道路管理につきましては終わりにいたします。

次に、幹線道路の整備状況について、お伺いいたします。

市内には地域を結ぶ主要となる幹線道路があります。その整備は大分進んでいるようですが、現在の状況をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 幹線道路の整備状況につきましては、現在市におきまして整備している路線は、笠間地区の来栖・本戸線、友部地区の1級5号線、岩間地区の岩間八郷線、ほか5路線を整備しております。

なお、平成27年度までに友部池野辺線、また、1級5号線、岩間八郷線の完了を予定しているところでございます。

その他の路線につきましては、早期完成できるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。26年度の先の施政方針の中で、市長は南友部平町線は早期の完成に向けて整備をしていく旨のお話がありました。

幹線道路の今後の整備方針、そして、特に笠間地区から友部を利用する人にとっては大

変便利と思われまますこの南友部平町線なんですけれども、今のところ整備状況が進んでいるような状況は見られませんが、現在の状況と今後の見通し、整備計画、いつごろまでに完成されるかということの状況をお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 幹線道路の今後の整備方針につきましては、継続路線の早期完成に向けて、引き続き事業用地の取得、また、工事を実施してまいります。

市道における幹線道路網の構築が進んでいることから、新規の幹線道路につきましては、今後緊急性や必要性を十分検討いたしまして、整備する位置づけを考えていきたいと考えております。

また、南友部平町線の整備でございますけれども、当該路線の全体延長は約2,000メートルでございます。その中で、平成23年度までに、手越地区の一部約370メートルが供用を開始しているところでございます。

また、平成25年度には南友部工区の改良工区約320メートルを実施しており、平成26年度には事業の用地となる国有地の補償調査や用地取得を予定しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） この路線につきましては、私ども笠間地区の者にとっては、早めの完成を望んでおりますので、早期完成をお願いしたいと思っております。通告しておりました355線につきましては、先の一般質問での答弁を了解いたしました。

次に、生活道路の整備について、お伺いをいたします。

笠間市は今後の道路整備を生活道路に重点を置いていくとのこととあります。生活道路とはどのような所、どのような場所を対象としているのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 生活道路の整備対象路線につきましては、公益交通体系と適切に連絡する幹線道路に対しまして、集落や地区内のその地域の人々が通勤、通学などで日常生活の上で利用する道路を対象と考えております。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） 日常使っている所が生活道路ですよ。それぞれの人は生活しているおうちから、家から1歩出ると、そこは生活道路と認識しているのではないかと思います。そこで、生活道路と認識している所、それらの整備方針の外れたところ、対象外の所は、笠間市として生活道路として認識している所の整備はしていくということですね。

しかし、私たち市民というか、住んでいる者にとっては、私たちの家を一歩出ると、もう生活道路と思っております。ですから、そこが整備されていない所、例えばそこは農道かもしれないし、まだまだ細い狭い道路の部分かもしれません。それらの方針をどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 生活道路の今後の整備方針につきましては、交通の安全確保のため、市の計画する路線や各地区より整備要望のあったものの中から、緊急性や事業効果等を考慮し、順次事業に取り組んでいるところでございます。

整備に当たっては、交通の安全確保を考慮し、建築基準法等で順守した4メートル以上の確保ができ、緊急車両等の支障とならない道路整備を実施したいと考えております。

狭い道路、農道とか幅員の狭い道路の整備はどうかのご質問でございますけれども、道路の整備に当たりましては、関連する部署で対応を協議して、実施可能な路線については整備を計画しております。

また、利用者が少ないなど整備の困難な箇所は、区長と協議をいたしまして、維持管理に努めているところでございます。

なお、住宅等が立ち並ぶ地域は、利用者の安全性を考慮しまして、碎石の支給などで対処をしているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） 次に、区長さんから出されている生活道路整備要望書の取り扱いについてでございますけれども、私たち議員は、日々活動の中で道路整備の要望を受けることがあります。書面で区長さんから提出されるようになっておりますので、その取り扱いをどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 生活道路の整備要望書の取り扱いにつきましては、透明性を確保した事業化を図るために、現地調査等を行いまして、道路の利用状況や沿線の土地利用状況などにより、評価する道路整備の優先順位評価基準によりまして、整備の可否や時期を明確にして、区長さんへ回答をしているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） 二月ぐらい前でしょうか、要望書をしばらく前に出したと。私もそこに署名をして区長さんから出されたと思っておりますけれども、その後どうなっているか、調べていただけませんかというようなことを私伺いまして、担当課に行きました。

担当課の方で、いろいろと要望書、たくさん来ています、確かにね。これだけのものが来ているのかなとびっくりしたんですけれども、その中から私が頼まれてきたところの要望書を見てくださいます、それがちょっと手落ちだそうで、しばらくの間そこに置き去りになっておりました経緯がありましたよね。

その後、即対応してくださったんですけれども、区長さんから要望書が出るときに、署名というのがないものもありますし、署名をしたものもありますよね。その署名をした方に対して、やはりいち早く、できるか、できないか、どのくらいの期間をおいてできるかということを区長さんばかりではなくて、署名した方にまで届くような回答をぜひいただきたいということをお願いしておきます。

〔発言する者あり〕

○15番(萩原瑞子君) そういうことはありませんでした。その経過がありましたので、ここでご報告をいたしました。

道路行政につきましては、以上で終わりにいたします。

次に、二つ目といたしまして、定住化対策についてお伺いいたします。

地域起こし協力隊事業についてであります。この事業は総務省の施策の事業の一つであります。都市住民など、地域以外の人材を誘致し、地域の担い手として受け入れ、定住化を図ることで活性化につなげていくとの理解をしております。

笠間市において、協力隊の存在と役割をどのようにとらえているのか、お伺いいたします。

○議長(小藺江一三君) 都市建設部長。

○都市建設部長(竹川洋一君) 笠間市における協力隊との存在と役割についてのご質問でございますけれども、行政や地域住民及び関係団体等とも連携しまして、地域資源の発掘や活用による地域振興、伝統文化の継承、また、笠間市のPRなどについて、市民と違った新たな視点を持って活動をしているところでございます。

○議長(小藺江一三君) 萩原さん。

○15番(萩原瑞子君) この隊員さん、3名いらっしゃいますけれども、この方たちの行政上の地位というか、立場はどのようになっておりますか。それとまた、雇用内容、途中で変えましたけれども、それはどのような理由から変えられたのか、お伺いいたします。

○議長(小藺江一三君) 都市建設部長。

○都市建設部長(竹川洋一君) 隊員の行政の地位というご質問でございますけれども、採用時に採用内容を変えた理由でございますが、当初、自由にまちおこし活動を行えるよう、市の規定に基づかない者として予定をしておりましたが、地域おこし協力隊の地位や社会保険、雇用保険などが課題となりまして、現在の身分保障をする形を取り、特別職の非常勤嘱託職員として任用をしたところでございます。

○議長(小藺江一三君) 萩原さん。

○15番(萩原瑞子君) 特別職非常勤嘱託職員として身分を保障したということは、安心して活動、そして生活ができるものと思っております。

隊員のこの1年間の活動状況について、ご説明をいただきたいと思えます。

○議長(小藺江一三君) 都市建設部長。

○都市建設部長(竹川洋一君) 隊員の1年間の活動状況でございますけれども、3名はそれぞれが独自に活動しております。農業を通し、市民が有機的につながりが持てるような環境づくりの活動、また、焼き物関連事業者や商店街などの活動支援を通し、新たな交流づくりの活動、また、笠間や県内の農産物を首都圏などに流通させる活動など、さまざまな産業分野に取り組んでいるところでございます。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） それぞれこの3名に対しての活動に対して、行政としての支援はどのようにされておりますか。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 活動についての行政の支援につきましては、約1年が経過しております、多くの市民とのつき合いにより、みずから目指す方向性や自立していくための手段などがやっと思えてきた状態でございます。

今後は、今までの積み重ねを糧にまちおこしをし、活動をさらに進めるとともに、将来の本市への定住化を見据えた活動を行ってほしいと考えており、それらにかかわる活動に対しての支援を実施してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） 今隊員の方たちが拠点としている所は笠間の家でありますけれども、ここを私もときどき行ってみるんですけれども、留守番役と言っていいか、そこでの活動というのは、ちょっとこの3名にとっては、活動の内容としてはいかなものかなということを感じております。また、ここが拠点ということで、3人がなかなか集まらないというような話も聞いております。

この3名が拠点を担当課であるまちづくり課に置いて、まちづくり課にちよくちよく足を運んでいただいて、やはり私たちは笠間市の嘱託職員の1人であるというような自覚と認識を持っていただければ、この方たちもほかの地域から来ている方たちですので、自分にとっての精神的な安定をもとより、活動の中に責任感みたいなものと、やる気の起こるような感じを植えていくのではないかなということを感じておりますけれども、笠間の家の留守番役と活動内容、そして拠点を今後市の中の担当課に持っていったらいいかということに対して、いかがお考えかをお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 現在、笠間の家を活動拠点として位置づけております。協力隊が行う事業の申し込みや活性化に向けた調査、また関係者との打ち合わせなどに活用していることもありまして、今後も活動拠点として位置づけていく予定でございますけれども、笠間の家の運営を一部民間委託をしたいと現在考えております。市役所も活動拠点の一つとして検討をしてまいりたいと考えております。

また、活動だけではなく、精神的なケアも含めて十分に対応できるような体制を支援してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） 実は、昨日隊員の中のお1人の方が、1年間の報告ということと、その方が4月いっぱい隊員を辞めるということで、今まで1年間笠間での生活の中で、自分がおつき合いできた人たちに案内を出して、皆さんとともに活動を発表をしたい

という食事会を開きました。

私も案内をいただきましたので、そこへ行ってみましましたらば、この1年間に、えっ、これだけの人との交流ができたのかなということで、私は関心をさせられました。とても笠間市によく根づいて、また、皆さま方の支援をいただいております。また、夜の会合とか、そういう開催だったにもかかわらず、担当課の職員の方が駆けつけてくださっております。

こういう状況の中で、この方が本来でしたら一応3年間という目安の中で、笠間市に定住をというような位置づけだったと思うんですね。ですけれども、この方が残念ながら1年で笠間市を去っていくということに対して、私はこの方は今後も笠間市の応援団の1人にはなってくれるでしょうけれども、やはり3年間というところの中の1年で出ていくということにちょっと寂しさを感じてしまいましたし、また、行政としても、3年間という思いでその方を採用されたのではないかと思っております。

そのような中で、3年間の中での1人辞めたということで、今後1人の補充をされるのか、また、補充をされる時、3年間という重みをどのように考えて採用をされていくのかということについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 協力隊の活動を理解していただくために、今現在市民の方々を対象に、定期的に報告会を実施しているところでございます。協力隊の活動の紹介を行っております。また、「市報かさま」9月号から、協力隊の活動報告の枠を設け、活動紹介を行っているところでございます。

協力隊が市民へ受け入れてもらうための行政支援といたしましては、関連団体へのあっせんのほか、協力隊が連携する事業への支援などを行い、協力隊事業が市民に受け入れやすい環境づくりを行っております。

また、現在の協力隊の活動は、農業や商店街支援及び観光振興などを中心とした活動を行っており、1年の活動の結果、自分の進むべき方向などをとらえ、定住化に向けた事業として取り組んでいるかどうかを模索している段階であります。

今後は、定住化するために、取得が必要な技能などに対する支援を行ってまいりたいと思います。

また、今回辞める協力隊の代わりに、新たに募集をしていくのかというご質問でございますけれども、今月下旬から新たな協力隊員として、首都圏の若い世代を中心に市民の方々や関連団体などを連携した地域おこしを積極的に行っていただける、笠間のよさを理解していただき、笠間を盛り上げ、笠間を自分のふるさととして定住していただけるような方を募集していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） この総務省の施策で、この人たちが先ほども述べましたけれど

も、過疎地での協力隊員の事業ということを明記しておりますけれども、笠間市にとっては過疎地とまでは言えませんし、また、観光のまちでありますから常に人の出入りが多い所でありますので、協力隊員の3人の方が市内でいろいろ活動するにも、余りにも目立たないような地ではあるのかなと思っております。

県内では、笠間市のほかに、常陸太田でこの事業を行っております。そこは里美地区という所を限定して、里美の中で活動していることをよく新聞で報道されておりますけれども、そこではやはり若い世代が少ないということで、協力隊の方たちのそこでの活動がすぐ住民に受け入れられ、また、住民の目につくところで活動をされているような報道がされております。

しかし、笠間市においては、この3名さまが活動するのに当たって、余り市民には周知されていないというか、市民が余りこの方たちの活動が目に見えないような状況ではないかと思っております。

このような中で、やはり3人が3年間の研修を得て、笠間市で生計を立てて定住をしていくということですので、やはり行政、そして私たち議会としても、こういった感じで活動している人たちを、必ずや定住化に向けて支援していくというようなことが大切ではなかろうかと思っておりますので、もっともっと市民に対してこういった活動をされているということをPRしていただきたいなと思っておりますし、この人たちの3名さまの意見もよく聞きながら、支援をしていっていただければなと思っております。

以上をもちまして、地域協力隊については終わります。

次に、笠間の家の利活用についてお伺いたします。

笠間の家、笠間市の下市毛にあります。建築家のノーベル賞といわれるプリツカー賞を初め、多くの賞を受賞している伊東豊雄先生の設計された笠間の家は、笠間市の財産として、また、シンボルとして観光に、そして市民の交流の拠点として大いに期待される場所と思っております。今までの運用はどのようにされてきたのか、お伺いたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 世界的な建築家、伊東豊雄先生が設計いたしました笠間の家でございますが、平成26年1月末時点で、約2,000の方が見学に訪れている状況でございます。

建築を専門とした方や学生などの訪問が多いように思われますが、マスコミなどに取り上げられることも多いことから、いばらきデザインセレクションの知事セレクションにも選定されたこともあり、アートなどに興味のある方や主婦などのさまざまな方が訪れている状況でございます。

また、昨年にはオープンを記念いたしました伊東先生の講演会も開催いたしまして、市内外からたくさんのお客さまが参加され、大変好評のオープニングとなりました。

その後も伊東建築設計事務所の協力によりまして、伊東先生の作品の展示会なども開催

しており、訪れた方々に大好評をいただいたところであります。

今後は、アート作品などを中心に、市外からのお客さまが集客できるような、笠間焼も含めた質のよいアート作品の展示会や建築関連の企画展などを関連団体の方々と連携しながら実施してまいりたいと思っております。

また、ことしも伊藤先生の協力によりまして、講演会や建築のワークショップなどを開催してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） やはり今後の利活用が大切ではないかと思っております。あの家の雰囲気というか、景観を生かしまして、ぜひあの場所で喫茶の提供などをしていかがかなという考えを持っております。

また、笠間焼もいろいろありますけれども、笠間焼の著名な作家の作品と笠間市で今開発されているスイーツなどを出すような喫茶の場を設けることはどうでしょうか。

それと、やはり市の財産として、市民の利活用、これを大いにすべきではないかと思っておりますけれども、その点をどのように考えておりますか。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 現在の用途といたしましては、ギャラリーおよび工房として位置づけされておまして、喫茶の提供などを行う場合においては、例規上の変更の手続きが必要になってまいります。市が直接に実施することは難しいと思われませんが、指定管理者制度などによる民間運営管理を移行することで、喫茶などの提供も可能になるかと思われま。

今後は、関係団体と協議を進めながら、雰囲気や景観を活用した運営に努めてまいりたいと思っております。

また、市民の利活用をどう考えていますか、また、例えば趣味とか講座、展示場としてというようなご質問でございますけれども、今後の活用といたしましては、運営に関する協議を関連する団体などと進めながら、事業を決定することとなりますが、世界的建築家、伊東豊雄先生のネームバリューを生かして、笠間の家イメージに合った形で利活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 萩原さん。

○15番（萩原瑞子君） 観光客はもとより、やはり笠間市民の思いが一つになれる、品格あふれる笠間市の家であってほしいと私は思っております。

市長は施政方針の中で、「笠間の家を市民の交流の場として活用できるように進めていく」ということを申しておりましたので、今後の運営を、先ほども民間委託を考えているようなお話もありましたので、民間の方にもお願いをするような形で、大いにこの場所が観光、そして市民のための場所であったほしいということを私も期待をいたしまして、笠間を家の利活用について、質問を終わりにいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） 萩原瑞子さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は明日午前10時より開きますので、時間厳守の上ご参集ください。大変ご苦労さまでした。

午前11時47分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署 名 議 員 石 松 俊 雄

署 名 議 員 海老澤 勝